

議会運営委員会行政視察報告書

①視察年月日

平成28年1月25日（月曜日）・26日（火曜日）・27日（水曜日）

②視察事項

- ・ 常任委員会のテーマ活動について（愛知県大府市）
- ・ 常滑市議会協議会について（愛知県常滑市）
- ・ タブレット端末の活用について（岐阜県関市）

③視察事項選定理由

- ・ 常任委員会のテーマ活動について
委員会中心主義を採る我が国の地方議会において、議会で闊達な議論が行われるためには、委員会の活性化を図ることが重要である。参考とするため、先進地である大府市の視察を行った。
- ・ 常滑市議会協議会について
二元代表制において執行部と議会はその両翼であり、意見交換を定期的に行うことは有益と考える。参考とするため、先進地である常滑市の事業の視察を行った。
- ・ タブレット端末の活用について
近年各地の議会で、様々な目的でICTを活用する取り組みが始まっている。参考とするため、タブレット端末の活用を行っている関市の視察を行った。

④視察結果

・ 常任委員会のテーマ活動について

（1）概要について

大府市は昭和45年に市制を施行した、人口89,423人、面積33.66㎢で名古屋市に隣接した都市である。議員定数は19人で、議会活性化の取り組みは平成17年に「議会活性化検討協議会」が設置されて協議が進み、各種の施策が実施されてきた。

常任委員会のテーマ活動については、平成23年6月から平成25年5月まで設置された「議会改革・活性化特別委員会」において協議され、平成25年6月より実施されている。この活動は主に閉会中の委員会活動として行われており、委員の任期が慣例で1年交代となっているため、基本的に1年単位となっている。まず例年であると5月の臨時会で議会の構成が決定して委員も選任されるため、6月中に委員会を開催して所管事項の中からテーマを決定している。

その後は執行部職員を講師とした勉強会や、関係団体等との情報交換会を行うなどして市内の状況について見識を深めた上で、委員意見交換会を開く。ここでは議員間討議を行って、テーマについて議論を深めていく。

10月から11月頃にかけては委員会で行政視察を実施するが、その中で少なくとも1市以上はテーマに関連した事業を実施している都市を選び、先進事例について視察を行う。その際には関連した事務の担当部課の職員も、視察に同席する事としている。視察の結果についても、後に委員意見交換会を開いて、議員間討議を行う。



12月から3月にかけてはこれまでのテーマ活動の成果を、執行部に対する政策提言としてまとめていく作業を行う。最終的には5月の臨時会本会議（改選年度については3月定例会）で1年間の成果について報告を行ったのち、全員協議会の席上で市長に対して報告書を提出して1年間のサイクルとしている。

(2) 現在の状況について

現在は取り組みの3年目となっており、総務常任委員会は「地域力の向上について」、厚生文教常任委員会は「健康づくりと運動・スポーツについて」、建設消防常任委員会は「消防団について」をテーマとして活動している。

成果も現れてきており、25年度に建設消防常任委員会がテーマとした「地域産業の活性化について」は、条例制定に結びついた。25年度の活動の成果として「(仮称)健康都市おおぶ産業振興基本条例」制定についての提言が受け入れられ、27年3月定例会で「大府市中小企業の振興でまちを元気にする条例」(市長提案)が可決。27年4月1日に施行された。

(3) 今後の課題と対応について

大きなテーマを設定しての活動であり、テーマによっては1年間で完結できない場合も考えられる。しかし委員任期は慣例により1年間であり、検討が必要である。

また委員会がテーマに設定している問題については、一般質問や決算等での質問を控えるという申し合わせになっているが、あくまで紳士協定的なものであり、各議員に再確認を求めなければならない。

議員間協議を行う意見交換会が公務扱いになっていなかった問題については、平成26年12月議会において会議規則を改正し、「協議又は調整を行うための場」として整備した。

委員会活動の活発化によって会議録等の作成が大幅に増えたため、議会事務局のマンパワーが不足となった。これについては平成25年6月より、音声認識会議録作成支援システムを導入し、作業の効率化を図った。

今後のテーマ活動を深めていくためには、委員長をはじめとする議員の資質の向上が求められ、全体的な底上げが必要とされる。

(4) 藤岡市での導入について

地方自治法の改正により、委員会としての議案発議が認められるなど、委員会の専門性と政策力を高めることが求められている。大府市議会における委員会のテーマ活動はこれに応えようとする取り組みであることは理解できるが、これを進めていくなれば、更に委員の任期についても検討するなどの柔軟性も必要であろう。そうすることによってテーマ活動の結果得られた新たな政策を、提言として執行部に示すだけでなく、議員の手で政策条例化を目指すなどの取り組みも考えられると思われる。

大府市議会の取り組みは地方自治法の求めに対する回答の一つとして検討に値するものであるが、本来は政策研究と提案は議員個々、あるいは会派に求められている役割であると考えられる。また、藤岡市議会においては委員の任期は慣例により2年が確保されていて、委員としての経験を蓄積することが可能である。議案の審査という委員会本来の任務との兼ね合いを考えながら、それぞれの議会においてどの場で政策研究に取り組むのかという視点に立っての、慎重な検討が必要と思われる。



・常滑市議会協議会について

(1) 概要について

常滑市は昭和29年に市制を施行した、人口57,799人、面積55.65㎢で知多半島に位置し、中部国際空港を擁する都市である。議員定数は18人で、議会活性化の取り組みは平成23年の改選を機に検討が始められ、平成24年に「議会改革推進委員会」が設置されて協議が進み、各種の施策が実施されてきた。

しかし市議会協議会については、記録にはないが古くから実施されてきた独自の取り組みである。その設置の目的は市政に関する重要事項を調査研究することにより、円滑な市政運営の推進を図ることである。出席者は議員と、執行部は課長職以上の全職員で、議員との協議が必要と思われる案件について説明を行った後、質疑応答を通じて認識の共有を図る。

提出案件については各担当課が必要と思われる案件について総務部が取りまとめ、部長級以上の出席による市幹部会で決定している。

(2) 現在の状況について

現在も毎月24日基準に原則毎月開催しており、案件がない場合は開催しない。

議会定例会の開催月は、最終日の本会議終了後に開催している。様々な重要案件について執行部の方針の説明を受ける場となっており、質疑応答で議員の要望を受けて反映することで、執行部と議員の関係の円滑化が図れる。



また、議決の必要のない長の権限に属する各種計画などについても、

素案の段階から協議会に提出して議員の意見を聞くことで、市民の要望などを反映できていると考えている。また議会定例会提出予定の案件についても、前月までには概要の説明を受けられるため、全議員が共通の認識を持つことができる

(3) 今後の課題と対応について

課題としては、案件によっては事前審査となりかねず、その場合は定例会の形骸化が懸念される。特に予算資料などが協議会に提出された際には、詳細の質問は控えるなど、議員に配慮を求めなければならない。

また、市政の課題について認識を共有して議員の要望も受け入れ、執行部と議員の関係が円滑化するということは、反面その関係がなれ合いになりかねない一面もあり、注意が必要である。

執行部側としては課長職以上の全職員が出席しているため、無関係の案件についても拘束されて職務の停滞を招きかねない。

議会側としては、この協議会は会議規則に公の会議として位置付けられていないため、今後の対応について協議が必要と考えられる。

(4) 藤岡市での導入について

藤岡市においては概ね定例会の前月、または必要に応じて執行部による議員説明会が開催され、重要案件について説明が行われている。出席者は案件の担当課までであるが、市議会協議会と類似の機能を果たしていると考えられる。



しかし長の権限に属する各種計画などは成案となつてからの説明であり、素案の段階から議会に提示されることはないため、議会がどのように関与していくか検討の余地があると考えられる。

・タブレット端末の活用について

(1) 概要について

関市は昭和25年に市制を施行した、人口91,057人、面積472.33km²で岐阜県中央部に位置し、古くから刃物の町として知られる都市である。議員定数は23人で、議会活性化の取り組みは平成11年の地方分権一括法の制定を受け、議会活性化協議会を設置し、各種の施策が実施されてきた。



タブレット端末の活用については平成24年に議員から導入の提案があり、平成25年3月定例会より試験的な使用を開始した。当初は正副議長と議会運営委員に限り委員会での使用に限定したが、平成25年9月定例会では全議員を対象にタブレット端末を貸与し（一部の議員は個人所有のものを使用）、本格導入した。この時点ではペーパーレスは招集通知等のみとして議案集等は紙でも配布したが、更に25年12月定例会からはデータ配信のみとして、完全ペーパーレスを実施した。

データ配信には民間のオンラインストレージサービスを利用している。議会事務局のパソコンには管理上の理由から外部からは直接接続できないため、このパソコンから事務局管理のタブレット端末にデータファイルをメールで送り、この端末からファイルを共有フォルダにアップロードしている。議員は手元のタブレット端末で共有フォルダを開いてデータを閲覧し、ダウンロードして保存することができる。このサービスは2ギガバイトまで無料で利用でき、その範囲で活用している。

導入の初期費用は、タブレット端末本体、Wi-Fiルーター本体及び契約事務手数料、ソフトウェア、消耗品類で合計127万2490円であった。

(2) 現在の状況について

本格導入後の平成25年10月に「タブレット端末機使用規定」を作り、議場での使用について制限を設けている。平成26年8月には市役所行政棟・議会棟ともにWi-Fi環境が整ったことに伴い、現在では会議中のネット接続も認めているが、閲覧・受信のみとし発信は禁止している。情報機器については個人所有の他メーカーのタブレット端末や、ノートパソコンの使用も認めている。

タブレット端末の導入によるペーパーレス化の効果は、経費の削減が中心である。平成25年度については実施した2回の定例会の合計で、紙資料の削減は3万9450枚、13万6497円となった。同じく平成26年度は定例会4回・

臨時会 3 回で 8 万 8 0 6 0 枚、3 0 万 7 5 0 0 円。平成 2 7 年度は定例会 4 回・臨時会 1 回で 9 万 1 9 8 6 枚、3 2 万 5 5 6 0 円の削減となった。

その他に印刷製本等に係る人件費・委託費の削減、資料配布・情報提供等の迅速化・効率化が効果として挙げられる。

(3) 今後の課題と対応について

今後の課題として、活用の面では各議員にタブレット端末の操作に、さらに習熟してもらう必要がある。タブレット端末は、同時に 2 枚の資料を表示することができないため、2 枚以上の資料を切り替えて参照するには、操作に慣れることが必要である。また資料を閲覧するだけでなく、様々なアプリケーションソフトウェアを導入することで、資料にメモを書き込むなどの操作も可能になる。

貸与した端末も持ち帰って個人の議員活動や会派活動に利用することは自由であり、議員・会派の活動を活発にするツールとしての更なる活用が望まれる。

更に議会の活性化のために、会議でいかに活用していくかの検討は、これからの課題である。電子採決や一般質問などでの活用も、議場のシステム対応は必要であるが、今後検討しなければならない。

ハードの面では、タブレット端末の更新の時期が迫ってきており、今後の貸与端末の更新、機種等の検討が必要である。また会議で使用できる電子機器を、どこまで認めるかも検討課題である。

(4) 藤岡市での導入について

タブレット端末の導入はペーパーレス化には大いに効果があると思われる。会議中にインターネットを通じて資料を検索して参照する等の使い方も、議論の一助にはなると考える。しかしせつかく I C T 機器を導入するのであるならば、やはり議事を円滑に運営したり、議論を活発化したりするためにいかにその機能を活用していくのかを考えなければ、その費用対効果は低いものになってしまう。せつかくの経費節減分も、機器の更新時の費用でかなり圧縮されてしまうと思われる。活用が議事全般で大きな効果を上げ得るならば、機器の貸与は必要な経費とも言えるかと思われるが、そうでなければ機器は個人負担とするか、または政務活動費による購入とする方向での検討が望ましいと思われる。



以上の通り報告いたします。

平成28年2月15日

議会運営委員会	委員長	窪田 行隆
	副委員長	中澤 秀平
	委員	野口 靖
		松村 晋之
		岩崎 和則
		佐藤 淳
		隅田川徳一
	議長	青木 貴俊